

選定療養費改定のお知らせ

令和4年の国の診療報酬改定において、200床以上の病院で初診時に紹介状をお持ちでない方にご負担いただく「選定療養費」が引きあげられることとなりました。

当院においても、令和4年10月1日より以下のとおり選定療養費が改定となります。ご理解いただきますようお願いいたします。

	令和4年9月30日まで	令和4年10月1日から
紹介状をお持ちでない場合 (初診時)	5,500円	<u>7,700円</u>
他院へ紹介後も、当院での診療を希望された場合(再診時)	2,750円	<u>3,300円</u>

(税込)

当院は、高度な医療を提供する医療機関として厚生労働大臣に承認された「特定機能病院」として、高度医療を必要としている患者さんを治療する役割を担っております。

地域の病院および診療所と相互に協力・連携し診療を行っていますので、初めて受診される場合は、できるだけお近くの医療機関で診察を受けられ、紹介状をご持参の上ご来院ください。